

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)
	高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号

目 次	ページ
条 例	
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例	8
◎高知県民生委員定数条例	8
◎高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例	8
◎高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例	9
◎教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	9
◎高知県議会委員会条例の一部を改正する条例	10
◎高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例	10
◎高知県行政手続条例の一部を改正する条例	10
◎高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	11
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	16
◎知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	16
◎地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	17
◎高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	19
◎公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例	19
◎職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	19
◎恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例	19
◎知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	20
◎高知県税条例の一部を改正する条例	20
◎高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	21
◎高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例	21
◎高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正	

する条例	21
◎高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例	21
◎高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例	22
◎高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	23
◎高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	23
◎高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	26
◎高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	28
◎高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	29
◎高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	29
◎高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	29
◎高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	30
◎高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例	31
◎高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	31
◎高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例	31
◎高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例	32
◎高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例	32
◎高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	33
◎高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例	34
◎教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例	34
◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	34
◎高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例	34
◎高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例	34
◎高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例	37

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第1号）

1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を任期満了の日までの間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 平成27年4月1日から現任期が満了する同月29日までの間、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。）の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の報酬の月額	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	103,000円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成26年高知県条例第1号）は、廃止すること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県民生委員定数条例（高知県条例第2号）

1 条例制定の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による民生委員法（昭和23年法律第198号）の一部改正に伴い、厚生労働大臣が定めた基準を参酌して、民生委員の定数を定めることとした。

2 主要な内容

市町村（高知市を除く。）の区域ごとに、民生委員の定数を次のとおり定めること。

- (1) 室戸市 80人
- (2) 安芸市 80人
- (3) 南国市 132人

- (4) 土佐市 87人
- (5) 須崎市 76人
- (6) 宿毛市 73人
- (7) 土佐清水市 74人
- (8) 四万十市 142人
- (9) 香南市 111人
- (10) 香美市 128人
- (11) 東洋町 17人
- (12) 奈半利町 14人
- (13) 田野町 12人
- (14) 安田町 15人
- (15) 北川村 13人
- (16) 馬路村 9人
- (17) 芸西村 19人
- (18) 本山町 26人
- (19) 大豊町 46人
- (20) 土佐町 30人
- (21) 大川村 8人
- (22) いの町 104人
- (23) 仁淀川町 52人
- (24) 中土佐町 40人
- (25) 佐川町 51人
- (26) 越知町 32人
- (27) 檮原町 14人
- (28) 日高村 24人
- (29) 津野町 27人
- (30) 四万十町 100人
- (31) 大月町 29人
- (32) 三原村 14人
- (33) 黒潮町 51人

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

県内外の高等教育機関、企業、研究機関等の多くの英知を導入しながら、産学官民が連携して行う産業振興及び地域の課題解決に向けた様々な取組を推進し、もって県勢の浮揚につなげる施設として、高知県産学官民連携センター（以下「センター」という。）を高知市に設置することとするともに、センターの管理に関する事項を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) センターを高知市に設置すること。（第1条）
- (2) センターは、次に掲げる事業を行うこと。（第2条第1項）
 - ア 産学官民連携のための相談窓口及び産学官民連携による事業化に向けた取組への支援に関する事業
 - イ 産学官民の交流機会の創出に関する事業

- ウ 産業振興等に資する人材育成に関する事業
 - エ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業
- (3) (2)の事業は、関係する機関、団体等と連携して行うことができること。（第2条第2項）
- (4) センターを利用する者の責務及び損害賠償義務について定めること。（第3条及び第4条）

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例（高知県条例第4号）

1 条例制定の目的

本県の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興を図るため、林業、木材産業等への就業者を確保し、及び育成し、並びに森林及び林業に関する知識及び技術を習得する優れた人材を育成する施設として、高知県立林業学校（以下「林業学校」という。）を香美市に設置することとするとともに、林業学校の管理に関する事項を定めることとした。

2 主要な内容

- (1) 林業学校を香美市に設置すること。（第1条）
- (2) 林業学校に、林業、木材産業等への就業並びに森林及び林業に関する知識及び技術の習得を希望する者に対して研修教育を行うため、基礎課程及び短期課程の研修部門（以下「研修部門」という。）を置くこと。（第2条）
- (3) 林業学校の研修部門の定員、研修内容等は、規則で定めること。（第3条）
- (4) 林業学校の研修部門で研修を受けようとする者は、基礎課程では年額の、短期課程では日額の研修料を納付しなければならないこと。（第4条）
- (5) 研修料の免除及び還付について定めること。（第5条及び第6条）
- (6) 林業学校を利用する者の責務及び損害賠償義務について定めること。（第7条及び第8条）

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例（高知県条例第5号）

1 条例制定の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を考慮し、特別職となる教育長の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めることとした。

2 主要な内容

教育長は、県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要であると認められる公共的団体等の役員等の地位を兼ね、当該地位に属する事務に従事する場合その他特別の事由がある場合は、その職務に専念する義務を免除されることができると。

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県議会委員会条例の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育委員会の委員長の職が廃止され、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなることに伴い、議会の委員会が当該教育長に対して説明のための出席を求められることができるよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例（高知県条例第7号）

1 条例改正の目的

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正により、独立行政法人のうち、その役員及び職員の身分が国家公務員とされているものが特定独立行政法人から行政執行法人になることに伴い、関係条例について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県行政手続条例の一部を改正する条例（高知県条例第8号）

1 条例改正の目的

行政手続法（平成5年法律第88号）の一部改正を考慮し、同法の規定の趣旨に合わせて、県の機関がする行政指導の中止等を求めることができることとするとともに、法令に違反する事実がある場合に県の機関等に対して是正のための処分等を求めることができることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第9号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行による食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）及び土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）の一部改正に伴う知事への権限移譲を考慮して食品衛生管理者及び食鳥処理衛生管理者に係る養成施設及び講習会の登録並びに土壤汚染状況調査等を行う指定調査機関に係る指定等の申請に対する審査に係る手数料を新たに徴収するほか、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に係る事務の手数を新たに徴収することとするともに、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）の施行による歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）の一部改正により歯科技工士国家試験を都道府県が行うことが廃止されることに伴い当該試験に係る手数料を廃止するほか、保険業法等の一部を改正する法律（平成17年法律第38号）に係る事務の手数を廃止することとし、併せて長期優良住宅建築等計画の認定等の申請において住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）に基づく住宅性能評価書の活用が認められることとなることに伴い当該申請に対する審査に係る手数料に新たな区分を設けることとする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

- (1) 次に掲げる手数料を新たに徴収すること。
 - ア 食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料及び食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料（高知県手数料徴収条例第22条関係）
 - イ 土壤汚染状況調査等に係る指定調査機関指定申請手数料及び指定調査機関指定更新申請手数料（高知県手数料徴収条例第25条の2関係）
 - ウ 建築物の耐震改修の計画の認定及び変更の認定に係る建築物に関する確認申請手

数料等の額に相当する額の手数料（高知県手数料徴収条例第55条の5関係）

エ 特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定及び変更の認定に係る建築物に関する確認申請手数料等の額に相当する額の手数料（高知県手数料徴収条例第55条の6関係）

オ 食品衛生管理者養成施設登録申請手数料及び食品衛生管理者講習会登録申請手数料（高知県食品衛生法施行条例第7条の2関係）

(2) 次に掲げる手数料を廃止すること。

ア 特定保険業認可申請手数料（高知県手数料徴収条例第2条の2関係）

イ 歯科技工士国家試験手数料（高知県手数料徴収条例第7条関係）

(3) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料について、新たな区分として住宅性能評価書が添付された場合の手数料を追加すること。（高知県手数料徴収条例第55条の3第1項関係）

(4) 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料並びに低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料について、建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額に相当する額の改定を行うこと。（高知県手数料徴収条例第55条の3第2項及び第55条の4関係）

(5) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の一部改正に伴う引用規定の整理を行うこと。（高知県手数料徴収条例第42条関係）

(6) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。ただし、2の(5)は、同年5月29日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第10号）

1 条例改正の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額を平成27年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの1年間（知事については、現任期中の平成27年12月6日までの間）において、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり給料の減額を行うこと。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。

区分	知事等の条例の給料月額	減額後の給料月額 (括弧内は、減額率)
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円
常勤の監査委員	610,000円	(5%) 579,500円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円

3 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第11号）

1 条例改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、教育長が常勤の特別職とされることによる規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第12号）

1 条例改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育長が教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとなり、教育委員会の委員長の職が廃止されることに伴い、当該職の者に支給される報酬及び旅費に係る規定を削除することとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例（高知県条例第13号）

1 条例改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正を考慮し、特別職となる教育長の給料の額及び退職手当の支給基準について高知県特別職報酬等審議会の意見を聴くこととするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第14号）

1 条例改正の目的

特別の法律により設立された法人である高知商工会議所及び高知県園芸農業協同組合連合会に職員を派遣することができることとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

職員の採用形態が多様化し、勤続期間が長期にならない職員についても在職期間中の公務への貢献度をより的確に退職手当の額に反映させることができるよう退職手当の調整額について必要な改正をするとともに、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）の一部改正に伴う引用規定の整理等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正等に
伴い、教育長等を定義する規定の整備等を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による地方自治法（昭和21年法律第67号）、教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、任期を3年とされる教育長の退職手当の額の算定に係る規定について必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県税条例の一部を改正する条例（高知県条例第18号）

1 条例改正の目的

市町村長の同意を得て行う個人の県民税に係る徴収及び滞納処分に関する事項を各県税事務所に委任することとするとともに、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行による地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、一部の改正規定を除き、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第19号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行による調理師法（昭和33年法律第147号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例（高知県条例第20号）

1 条例改正の目的

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）の施行による保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の一部改正により養成所の指定の権限が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、関係条例について必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第21号）

1 条例改正の目的

医療施設耐震化臨時特例基金事業が平成26年度末で完了する見込みとなったため、改めて基金の解散期日を定めることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例（高知県条例第22号）

1 条例改正の目的

知事の権限に属する事務のうち、高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）に基づく事務を協議の調った市が処理することができるようにするとともに、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）の施行による医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の一部改正等に伴い市に移譲される知事の権限に属する事務に係る規定を削除する等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第23号）

1 条例改正の目的

厚生労働大臣が3年ごとに定める財政安定化基金拠出率を規定する介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成11年厚生省令第43号）が介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第135号）の施行により一部改正されることに伴い、財政安定化基金拠出率を標準として定める市町村の拠出率を改めるとともに、これまでの高知県介護保険財政安定化基金の運営状況を考慮し、介護保険法（平成9年法律第123号）の規定により県が当該基金に繰り入れなければならない額の算定の基礎となる当該拠出率の特例を平成29年度まで延長することとする等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第24号）

1 条例改正の目的

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の施行による特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）の一部改正を考慮し、地域密着型特別養護老人ホームに置くべき職員に関する基準について、サテライト型居住施設の本体施設である場合の職員の数の算出方法を追加する等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第25号）

1 条例改正の目的

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の施行による指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）の一部改正を考慮し、訪問介護又は通所介護を介護予防・日常生活支援総合事業と一体的に実施する場合の人員等に関する基準について定めるとともに、指定通所介護事業者及び指定療養通所介護事業者に対して夜間及び深夜のサービス提供について開始前の届出を義務付ける等必要な改正を行うこととした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第26号）

1 条例改正の目的

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号及び第4条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第10号）の施行による指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）の一部改正等を考慮し、指定介護予防通所介護事業者に対して夜間及び深夜のサービス提供について開始前の届出を義務付けるとともに、指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数について新たな基準を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第27号）

1 条例改正の目的

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の施行による介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）の一部改正を考慮し、サテライト型小規模介護老人保健施設及び医療機関併設型小規模介護老人保健施設に置くべき従業者の員数に関する基準について言語聴覚士に関する部分を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第28号）

1 条例改正の目的

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の施行による健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第41号）の一部改正を考慮し、老人性認知症患者療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設が設けるべき構造設備の名称について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第29号）

1 条例改正の目的

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）の施行による指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第38号）の一部改正を考慮し、指定居宅介護支援の具体的取扱方針について新たな事項を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第30号）

1 条例改正の目的

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）の一部改正を考慮し、基準該当児童発達支援事業所とみなされる施設を追加することとし、そのために満たすべき要件を定めるとともに、指定放課後等デイサービス事業所について主として重症心身障害児を通わせる場合の基準を追加する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（高知県条例第31号）

1 条例改正の目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第5号）の施行による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）の一部改正を考慮し、基準該当生活介護又は基準該当短期入所を提供する事業所とみなされる施設を追加することとし、そのために満たすべき要件を定めるとともに、指定共同生活援助事業所における従業者以外の者による居宅介護等の利用に係る経過措置期間を延長することとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第32号）

1 条例改正の目的

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の一部改正及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令（平成27年環境省令第3号）の施行による鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）の一部改正に伴い、関係条例について引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年5月29日から施行することとした。

◆高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第33号）

1 条例改正の目的

事業主からの要望等を踏まえ、雇用されている労働者等を対象とする普通職業訓練以外の職業訓練を高知県立高等技術学校において新たに行うこととするとともに、当該普通職業訓練以外の職業訓練に係る受講料を徴収することとする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例（高知県条例第34号）

- 1 条例改正の目的
森林整備加速化・林業再生事業の実施に係る国の通知が一部改正されたことに伴い、一部の事業の実施期間の延長が可能となるよう必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

- 1 条例改正の目的
宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の一部改正等を考慮し、宅地建物取引主任者が宅地建物取引士とされることに伴う必要な改正をするとともに、自己都合による宅地建物取引主任者証の宅地建物取引士証への切替えが認められること等を踏まえて宅地建物取引士証の再交付に係る手数料を新たに徴収することとした。

- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

- 1 条例改正の目的
建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部改正により建築物の計画について必要な構造計算適合性判定を建築主が直接指定構造計算適合性判定機関に申請することとなることに伴い、建築物に関する構造計算適合性判定の手数料について、当該指定構造計算適合性判定機関による構造計算適合性判定の実施が困難となった場合に知事が行うこととなるときに徴収する手数料として、その額の改定をする等必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、平成27年6月1日から施行することとした。

◆高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

- 1 条例改正の目的
小水力発電所として、新たに土佐郡土佐町に水源のさと石原「北郷」発電所を設置し、経営することとするよう必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例（高知県条例第38号）

- 1 条例改正の目的
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正により、教育長が教育委員会の委員でなくなることを考慮し、教育委員会の組織について必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第39号）

- 1 条例改正の目的
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）の施行による教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）の一部改正等を考慮し、特別職となる教育長の勤務時間その他の勤務条件を定めることとした。

- 2 施行期日
この条例は、規則で定める日から施行することとした。

◆公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第40号）

- 1 条例改正の目的
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第41号）

- 1 条例改正の目的
地方警察官の定員の基準を定めた警察法施行令（昭和29年政令第151号）が一部改正されることに伴い警察官の階級別定員を改めるとともに、定年退職者等を短時間勤務の職に採用することに伴い警察職員の定員について必要な改正をすることとした。

- 2 施行期日
この条例は、一部の改正規定を除き、平成27年4月1日から施行することとした。

◆高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第42号）

- 1 条例改正の目的
運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）の一部改正等を考慮して運転免許等に係る手数料の額を改定するとともに、道路交通法（昭和35年法律第105号）の一部改正に伴い新たに行うこととなる自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に係る手数料を徴収することとした。

- 2 施行期日
この条例中第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行することとした。

◆高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例（高知県条例第43号）

- 1 条例の廃止
その目的を達成した高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止することとした。

- 2 施行期日
この条例は、平成27年4月1日から施行することとした。

条 例

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第1号

高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例

議会の議長、副議長及び議員に係る平成27年4月1日から同月29日までの間（以下「特例期間」という。）における議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員に係る特例期間における報酬の月額は、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）第2条第1項の規定にかかわらず、議会の議長にあつては「870,000円」と、議会の副議長にあつては「800,000円」と、議会の議員にあつては「760,000円」と、議会の議員の中から選任された監査委員にあつては「103,000円」とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例の廃止）
- 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成26年高知県条例第1号）は、廃止する。



高知県民生委員定数条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第2号

高知県民生委員定数条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により、市町村（高知市を除く。）の区域ごとに、民生委員の定数を次のとおり定める。

- 室戸市 80人
- 安芸市 80人
- 南国市 132人
- 土佐市 87人
- 須崎市 76人
- 宿毛市 73人
- 土佐清水市 74人
- 四万十市 142人
- 香南市 111人
- 香美市 128人

- 東洋町 17人
- 奈半利町 14人
- 田野町 12人
- 安田町 15人
- 北川村 13人
- 馬路村 9人
- 芸西村 19人
- 本山町 26人
- 大豊町 46人
- 土佐町 30人
- 大川村 8人
- いの町 104人
- 仁淀川町 52人
- 中土佐町 40人
- 佐川町 51人
- 越知町 32人
- 樽原町 14人
- 日高村 24人
- 津野町 27人
- 四万十町 100人
- 大月町 29人
- 三原村 14人
- 黒潮町 51人

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。



高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第3号

高知県産学官民連携センターの設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 県内外の高等教育機関、企業、研究機関等の多くの英知を導入しながら、産学官民が連携して行う産業振興及び地域の課題解決に向けた様々な取組を推進し、もって県勢の浮揚につなげるため、高知県産学官民連携センター（以下「センター」という。）を高知市に設置する。

（事業）

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 産学官民連携のための相談窓口及び産学官民連携による事業化に向けた取組への支援に関する事業
 - 産学官民の交流機会の創出に関する事業
 - 産業振興等に資する人材育成に関する事業
 - 前3号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号に掲げる事業は、関係する機関、団体等と連携して行うことができる。

（利用する者の責務）

第3条 センターを利用する者は、センター内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則その他の規程の規定並びに知事及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（損害賠償義務）

第4条 センターを利用する者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例をここに公布する。
平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第4号

高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例

（設置）

第1条 本県の豊かな森林資源を活用した林業、木材産業等の振興を図るため、林業、木材産業等への就業者を確保し、及び育成し、並びに森林及び林業に関する知識及び技術を習得する優れた人材を育成する施設として、高知県立林業学校（以下「林業学校」という。）を香美市に設置する。

（研修部門）

第2条 林業学校に、林業、木材産業等への就業並びに森林及び林業に関する知識及び技術の習得を希望する者に対して研修教育を行うため、基礎課程及び短期課程の研修部門（以下「研修部門」という。）を置く。

（研修部門の定員等）

第3条 林業学校の研修部門の定員、研修内容等は、規則で定める。

（研修料の納付）

第4条 林業学校の研修部門で研修を受けようとする者は、基礎課程にあつては年額118,800円に、短期課程にあつては1日当たり480円以内で規則で定める額にそれぞれ消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を、当該年額及び規則で定める額にそれぞれ加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の研修料を県に納付しなければならない。ただし、短期課程のうち規則で定めるものについては、研修料を県に納付することを要しないものとする。

（研修料の減免）

第5条 知事は、特に必要があると認めるときは、研修料の全部又は一部を免除することができる。

（研修料の還付）

第6条 既に納付された研修料は、還付しない。ただし、知事が特別の理由があると認め

たときは、その全部又は一部を選付することができる。

（利用する者の責務）

第7条 林業学校を利用する者は、林業学校内の秩序を尊重し、この条例及びこの条例に基づく規則の規定並びに知事及びその命を受けた者の指示に従わなければならない。

（損害賠償義務）

第8条 林業学校を利用する者は、故意又は過失により林業学校の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

（委任）

第9条 この条例に定めるもののほか、林業学校の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（高知県収入証紙条例の一部改正）
- 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表中

「

86 高知県立農業担い手育成センターの研修料	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例（平成26年高知県条例第4号）第4条
------------------------	--

」

を

「

86 高知県立農業担い手育成センターの研修料	高知県立農業担い手育成センターの設置及び管理に関する条例（平成26年高知県条例第4号）第4条
87 高知県立林業学校の研修料	高知県立林業学校の設置及び管理に関する条例（平成27年高知県条例第4号）第4条

」

に改める。

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに公布する。
平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第5号

教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例

教育長は、県の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要であると認められる公共的団体等の役員等の地位を兼ね、当該地位に属する事務に従事する場合その他特別の事由がある場合においては、その職務に専念する義務を免除されることができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第6号

高知県議会委員会条例の一部を改正する条例

高知県議会委員会条例（昭和38年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。
第18条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第2項の規定により任命された教育長（以下この項において「旧教育長」という。）がなお従前の例により在職する間は、この条例による改正前の高知県議会委員会条例第18条の規定は、なおその効力を有することとし、旧教育長については、この条例による改正後の高知県議会委員会条例第18条の規定は、適用しない。

高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

高知県情報公開条例及び高知県個人情報保護条例の一部を改正する条例

（高知県情報公開条例の一部改正）

第1条 高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号ア中「閲覧できる」を「閲覧することができる」に改め、同号ウ（ア）中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改め、同項第6号ア中「すべての」を「全ての」に改める。

第9条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第16条第10項中「分類又は整理した」を「分類し、又は整理した」に改め、同条第13項中「知事が」を「知事が別に」に改める。

（高知県個人情報保護条例の一部改正）

第2条 高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改める。

第12条第1項中「き損」を「毀損」に改める。

第16条第1項第2号ア中「閲覧できる」を「閲覧することができる」に改め、同号ウ（ア）中「第2条第2項」を「第2条第4項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第35条第10項中「知事が」を「知事が別に」に改める。

第36条第6項中「分類又は整理した」を「分類し、又は整理した」に改め、同条第7項中「必要があると」を「、必要があると」に改める。

第43条中「知事が」を「知事が別に」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第8号

高知県行政手続条例の一部を改正する条例

高知県行政手続条例（平成7年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第4章 行政指導（第30条―第35条）」

を

「第4章 行政指導（第30条―第35条）」

第4章の2 処分等の求め（第35条の2）」

に改める。

第2条中「意義は、」を「意義は、それぞれ」に改め、同条第2号中「管理規程」を「企業管理規程」に、「次条第2項第2号」を「並びに次条第2項第2号」に改め、同条第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第3条第1項中「第4章」を「第4章の2」に改め、同項第7号中「名あて人」を「名宛人」に改め、同項第8号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第4条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第13条第1項中「名あて人と」を「名宛人と」に改め、同項第1号イ中「名あて人」を「名宛人」に、「はく奪する」を「剥奪する」に改め、同号ウ中「相当と」を「相当であると」に改め、同条第2項第5号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項及び第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第17条第3項中「同条第2項及び第4項中「当事者」とあるのは、」を「同条第2項中「当事者」とあるのは「参加人（次条第2項に規定する参加人をいう。第4項において同じ。）」と、同条第4項中「当事者」とあるのは」に改める。

第20条第6項中「を相当と」を「が相当であると」に改める。

第22条第3項中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第23条第1項中「正当な理由なく」を「正当な理由がなく」に改める。

第25条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第28条中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第29条中「第15条第3項後段」を「前条第3項後段」に改める。

第33条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、県の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項
 - (2) 前号の条項に規定する要件
 - (3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由
- 第34条の次に次の1条を加える。
(行政指導の中止等の求め)

第34条の2 法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした県の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てきたものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定に基づく申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 当該行政指導の内容
 - (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
 - (4) 前号の条項に規定する要件
 - (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該県の機関は、第1項の規定に基づく申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め
(処分又は行政指導の求め)

第35条の2 何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する県の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

- 2 前項の規定に基づく申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。
- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (2) 法令に違反する事実の内容
 - (3) 当該処分又は行政指導の内容
 - (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法令の条項
 - (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、参考となる事項

3 当該行政庁又は県の機関は、第1項の規定に基づく申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(高知県税条例の一部改正)

- 2 高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
第6条の2第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第9号

高知県手数料徴収条例及び高知県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

(高知県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第2条の2」を「第3条」に改める。

第2条の2を削る。

第7条の見出し中「歯科技工士法等」を「歯科技工士法施行規則」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「歯科技工法改正法附則第2条第1項及び」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第17条の規定による改正前の歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条第1項の規定により県が行った歯科技工士国家試験に合格した者に対する」に改め、同項を同条とする。

第22条の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第3条の規定に基づく食鳥処理の事業の許可の申請に対する審査	食鳥処理事業許可申請手数料	19,000円
2 法第6条第1項の規定に基づく食鳥処理場の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査	食鳥処理場構造設備変更許可申請手数料	1万円
3 法第12条第5項第3号の規定に基づく食鳥処理衛生管理者の養成施設の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者養成施設登録申請手数料	15万円
4 法第12条第5項第4号の規定に基づく講習会の登録の申請に対する審査	食鳥処理衛生管理者講習会登録申請手数料	9万円
5 法第15条第1項から第3項までの規定に基づく食鳥検査 ア 高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各	食鳥検査手数料	1羽につき4円

号に掲げる日（以下この表において「県の休日」という。）に行うもの イ 県の休日以外の日に行うもの		1羽につき3円
6 法第16条第1項の規定に基づく確認規程の認定の申請に対する審査	確認規程認定申請手数料	5,500円
7 法第16条第2項の規定に基づく確認規程の変更の認定の申請に対する審査	確認規程変更認定申請手数料	2,300円

第25条の2の表中

「

5 省令第14条第2項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可証の再交付	汚染土壌処理業許可証再交付手数料	1,800円
-----------------------------------	------------------	--------

」

を

「

5 省令第14条第2項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可証の再交付	汚染土壌処理業許可証再交付手数料	1,800円
6 法第3条第1項及び第2項の規定に基づく指定調査機関の指定の申請に対する審査	指定調査機関指定申請手数料	30,900円
7 法第32条第1項の規定に基づく指定調査機関の指定の更新の申請に対する審査	指定調査機関指定更新申請手数料	24,800円

」

に改める。

第42条（見出しを含む。）中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

第55条の3後段を削り、同条の表を次のように改める。

事務の内容	手数料の名称	金額
1 法第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による法第6条第1項第1号に掲げる基準（以下この表において「長期使用構造等認定基準」という。）への適合に係る技	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	

術的審査の結果（以下この表において「適合証」という。）が添付されているもの

(ア) 一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものをいう。以下この表において同じ。）に係るもの

- a 床面積が100平方メートル以下の場合
- b 床面積が100平方メートルを超える場合

(イ) 共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同じ。）に係るもの

- a 戸数が1の場合
- b 戸数が2以上5以下の場合

c 戸数が6以上10以下の場合

d 戸数が11以上25以下の場合

e 戸数が26以上50以下の場合

f 戸数が51以上100以下の場合

g 戸数が101以上200以下の場合

h 戸数が201以上の場合

イ 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価書（以下この表において「住宅性能評価書」という。）が添付されているもの

- (ア) 一戸建ての住宅に係るもの
 - a 床面積が100平方メートル以下の場合

1戸につき1万円

1戸につき12,000円

12,000円

8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額

11,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額

23,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額

31,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額

4万円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額

58,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額

142,000円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額

1戸につき16,000円

<ul style="list-style-type: none"> b 床面積が100平方メートルを超える場合 (イ) 共同住宅等に係るもの <ul style="list-style-type: none"> a 戸数が1の場合 b 戸数が2以上5以下の場合 c 戸数が6以上10以下の場合 d 戸数が11以上25以下の場合 e 戸数が26以上50以下の場合 f 戸数が51以上100以下の場合 g 戸数が101以上200以下の場合 h 戸数が201以上の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 1戸につき2万円 2万円 8,000円に戸数に1万円を乗じて得た額を加算した額 23,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額 5万円に戸数に5,000円を乗じて得た額を加算した額 5万円に戸数に5,000円を乗じて得た額を加算した額 141,000円に戸数に3,200円を乗じて得た額を加算した額 239,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額 304,000円に戸数に2,700円を乗じて得た額を加算した額 	<ul style="list-style-type: none"> f 戸数が51以上100以下の場合 g 戸数が101以上200以下の場合 h 戸数が201以上の場合 	<ul style="list-style-type: none"> た額を加算した額18万円に戸数に9,000円を乗じて得た額を加算した額 199,000円に戸数に9,000円を乗じて得た額を加算した額 698,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額
<ul style="list-style-type: none"> ウ 適合証及び住宅性能評価書が添付されていないもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 一戸建ての住宅に係るもの <ul style="list-style-type: none"> a 床面積が100平方メートル以下の場合 b 床面積が100平方メートルを超える場合 (イ) 共同住宅等に係るもの <ul style="list-style-type: none"> a 戸数が1の場合 b 戸数が2以上5以下の場合 c 戸数が6以上10以下の場合 d 戸数が11以上25以下の場合 e 戸数が26以上50以下の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 1戸につき48,000円 1戸につき59,000円 59,000円 36,000円に戸数に15,000円を乗じて得た額を加算した額 48,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額 76,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額 79,000円に戸数に11,000円を乗じて得 	<ul style="list-style-type: none"> 2 法第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請（法第9条第1項の規定による譲受人を決定した場合におけるものを除く。）に対する審査 <ul style="list-style-type: none"> ア 長期使用構造等認定基準に係る変更を含むもの <ul style="list-style-type: none"> (ア) 適合証が添付されているもの <ul style="list-style-type: none"> a 一戸建ての住宅に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (a) 床面積が100平方メートル以下の場合 (b) 床面積が100平方メートルを超える場合 b 共同住宅等に係るもの <ul style="list-style-type: none"> (a) 戸数が1の場合 (b) 戸数が2以上5以下の場合 (c) 戸数が6以上10以下の場合 (d) 戸数が11以上25以下の場合 (e) 戸数が26以上50以下の場合 	<ul style="list-style-type: none"> 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料 1戸につき5,000円 1戸につき6,000円 6,000円 8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額 11,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額 23,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額 31,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に

<p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p> <p>(イ) 住宅性能評価書が添付されているもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p>	<p>2分の1を乗じて得た額</p> <p>4万円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>58,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>142,000円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1戸につき8,000円</p> <p>1戸につき1万円</p> <p>1万円</p> <p>8,000円に戸数に1万円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>23,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>5万円に戸数に5,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>5万円に戸数に5,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>141,000円に戸数に</p>	<p>の場合</p> <p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p> <p>(ウ) 適合証及び住宅性能評価書が添付されていないもの</p> <p>a 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>(a) 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>(b) 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>b 共同住宅等に係るもの</p> <p>(a) 戸数が1の場合</p> <p>(b) 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>(c) 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>(d) 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>(e) 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>(f) 戸数が51以上100以下の場合</p>	<p>3,200円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>239,000円に戸数に3,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>304,000円に戸数に2,700円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1戸につき24,000円</p> <p>1戸につき29,500円</p> <p>29,500円</p> <p>36,000円に戸数に15,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>48,000円に戸数に13,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>76,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>79,000円に戸数に11,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>18万円に戸数に9,000円を乗じて得</p>
--	---	--	--

<p>(g) 戸数が101以上200以下の場合</p> <p>(h) 戸数が201以上の場合</p> <p>イ 長期使用構造等認定基準に係る変更を含まないもの</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅に係るもの</p> <p>a 床面積が100平方メートル以下の場合</p> <p>b 床面積が100平方メートルを超える場合</p> <p>(イ) 共同住宅等に係るもの</p> <p>a 戸数が1の場合</p> <p>b 戸数が2以上5以下の場合</p> <p>c 戸数が6以上10以下の場合</p> <p>d 戸数が11以上25以下の場合</p> <p>e 戸数が26以上50以下の場合</p> <p>f 戸数が51以上100以下の場合</p>	<p>た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>199,000円に戸数に9,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>698,000円に戸数に7,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>1戸につき5,000円</p> <p>1戸につき6,000円</p> <p>6,000円</p> <p>8,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>11,000円に戸数に2,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>23,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>31,000円に戸数に1,000円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>4万円に戸数に900円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1234 140 1615 316">g 戸数が101以上200以下の場合</td> <td data-bbox="1615 140 1816 316"></td> <td data-bbox="1816 140 2042 316">1を乗じて得た額58,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 316 1615 480">h 戸数が201以上の場合</td> <td data-bbox="1615 316 1816 480"></td> <td data-bbox="1816 316 2042 480">142,000円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p>備考 左欄に掲げる「共同住宅等に係るもの」に係る事務につき、それぞれ右欄に掲げる額は、共同住宅等1棟についての額とする。</p>	g 戸数が101以上200以下の場合		1を乗じて得た額58,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額	h 戸数が201以上の場合		142,000円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額												
g 戸数が101以上200以下の場合		1を乗じて得た額58,000円に戸数に800円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額																		
h 戸数が201以上の場合		142,000円に戸数に400円を乗じて得た額を加算した額に2分の1を乗じて得た額																		
<p>第55条の3に次の1項を加える。</p> <p>2 前項の手数料を徴収する場合において、法第6条第2項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき法第5条第1項から第3項まで又は第8条第1項の規定による認定の申請をする者のうち、当該申請に係る長期優良住宅建築等計画が建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た者にあつては、前項の手数料の額に高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）第21条の規定による建築物に関する確認申請手数料の額、同条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額並びに同条例第22条第1項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請手数料の額に相当する額を加えるものとする。この場合において、同条例第21条の2第1項中「次の表」とあるのは、「高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第55条の3第2項の表」と読み替えるものとする。</p>																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1234 946 1704 1066">建築物の床面積</th> <th data-bbox="1704 946 1872 1066">方法による場合の手数料の額</th> <th data-bbox="1872 946 2042 1066">プログラムによる場合の手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1234 1066 1704 1121">200平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1704 1066 1872 1121">174,000円</td> <td data-bbox="1872 1066 2042 1121">143,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1121 1704 1209">200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1704 1121 1872 1209">199,000円</td> <td data-bbox="1872 1121 2042 1209">156,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1209 1704 1297">500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1704 1209 1872 1297">223,000円</td> <td data-bbox="1872 1209 2042 1297">168,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1297 1704 1385">1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1704 1297 1872 1385">248,000円</td> <td data-bbox="1872 1297 2042 1385">18万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1234 1385 1704 1455">2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの</td> <td data-bbox="1704 1385 1872 1455">287,000円</td> <td data-bbox="1872 1385 2042 1455">198,000円</td> </tr> </tbody> </table>			建築物の床面積	方法による場合の手数料の額	プログラムによる場合の手数料の額	200平方メートル以内のもの	174,000円	143,000円	200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	199,000円	156,000円	500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	223,000円	168,000円	1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	248,000円	18万円	2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	287,000円	198,000円
建築物の床面積	方法による場合の手数料の額	プログラムによる場合の手数料の額																		
200平方メートル以内のもの	174,000円	143,000円																		
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	199,000円	156,000円																		
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	223,000円	168,000円																		
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	248,000円	18万円																		
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	287,000円	198,000円																		

1 万平方メートルを超え 5 万平方メートル以内のもの	366,000円	238,000円
5 万平方メートルを超えるもの	632,000円	369,000円

第55条の4後段を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の手数料を徴収する場合において、法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき法第53条第1項又は第55条第1項の規定による認定の申請をする者のうち、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出た者については、前項の手数料の額に高知県建築基準法施行条例第21条の規定による建築物に関する確認申請手数料の額、同条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額並びに同条例第22条第1項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請手数料の額に相当する額を加えるものとする。この場合において、同条例第21条の2第1項中「次の表」とあるのは、「高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第55条の3第2項の表」と読み替えるものとする。第55条の4の次に次の2条を加える。

（建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務の手数料）

第55条の5 県は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合は、高知県建築基準法施行条例第21条の規定による建築物に関する確認申請手数料の額、同条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額並びに同条例第22条第1項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請手数料の額に相当する額の手数料を徴収する。この場合において、同条例第21条の2第1項中「次の表」とあるのは、「高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第55条の3第2項の表」と読み替えるものとする。

（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に係る事務の手数料）

第55条の6 県は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第4項（同法第18条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき建築基準法第6条第1項の建築基準関係規定に適合する旨の建築主事の通知を受けるよう申し出た者については、高知県建築基準法施行条例第21条の規定による建築物に関する確認申請手数料の額、同条例第21条の2の規定による建築物に関する構造計算適合性判定手数料の額並びに同条例第22条第1項の規定による建築設備及び工作物に関する確認申請手数料の額に相当する額の手数料を徴収する。この場合において、同条例第21条の2第1項中「次の表」とあるのは、「高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第55条の3第2項の表」と読み替えるものとする。

第58条中「納付した」を「納付された」に改める。

第59条及び第60条中「及び第55条の4の都市の低炭素化の促進に関する法律」を「、第55条の4の都市の低炭素化の促進に関する法律に係る事務の手数料、第55条の5の建築物の耐震改修の促進に関する法律に係る事務の手数料及び第55条の6の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に改める。

第61条の見出し中「納付」を「手数料の納付」に改める。

（高知県食品衛生法施行条例の一部改正）

第2条 高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）の一部を次のように改

正する。

第2条中「における」を「において使用する」に、「に定めるもののほか、法の定めるところを」を「で定めるものを除くほか、法において使用する用語の例」に改める。

第7条中「検査を受けようとする者は、」を「規定に基づく検査を受けようとする者は、1件につき」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（登録申請手数料）

第7条の2 法第48条第6項第3号の規定に基づく食品衛生管理者の養成施設の登録を受けようとする者は、1件につき15万円の食品衛生管理者養成施設登録申請手数料を県に納付しなければならない。

2 法第48条第6項第4号の規定に基づく講習会の登録を受けようとする者は、1件につき9万円の食品衛生管理者講習会登録申請手数料を県に納付しなければならない。

第8条中「受けようとする者は」を「受けようとする者は、1件につき」に改める。

第9条中「検査手数料及び許可申請手数料」を「第7条の検査手数料（以下「検査手数料」という。）」、第7条の2の登録申請手数料（以下「登録申請手数料」という。）及び前条の許可申請手数料（以下「許可申請手数料」という。）」に改める。

第10条及び第11条中「検査手数料」を「検査手数料、登録申請手数料」に改める。

第12条の見出し中「納付」を「検査手数料等の納付」に改め、同条中「検査手数料」を「検査手数料、登録申請手数料」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条中高知県手数料徴収条例第42条（見出しを含む。）の改正規定は、同年5月29日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後において第1条の規定による改正前の高知県手数料徴収条例第55条の3又は第55条の4の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第10号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第25項中「平成27年3月31日」を「平成28年3月31日（知事については、平成27年12月6日）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育長」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第12号

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「及び」を「又は」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第2条、第3条関係)

区分	報酬	旅費																				
		国内旅行							外国旅行													死亡手当
		宿泊料(1夜につき)の上限額			宿泊諸費(1夜につき)				旅行雑費 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)の上限額				宿泊諸費(1夜につき)				外国旅行雑費(1日につき)				
		都の特別区	甲地方	乙地方	都の特別区	甲地方	乙地方	指定都市		甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方		
教育委員会委員	月額 180,000円	11,700円	9,800円	8,800円	3,900円	3,300円	3,000円	600円	16,800円	14,100円	11,300円	10,100円	5,700円	4,700円	3,800円	3,400円	7,200円	6,200円	5,000円	4,500円	580,000円	
公安委員会及び人事委員会	委員長	月額 208,000円																				
	委員	月額 180,000円																				
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円																				
	委員	日額 25,000円																				
監査委員	月額 208,000円																					
労働委員会	会長	日額 29,000円																				
	使用者委員、労働者委員、公益委員及び特別調整委員	日額 25,000円																				
取用委員会	会長	日額 29,000円																				
	委員及び予備委員	日額 25,000円																				
海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円																				
	委員及び専門委員	日額 25,000円																				

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第13号**高知県特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例**

高知県特別職報酬等審議会条例（昭和39年高知県条例第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び副知事」を「、副知事及び教育長」に改める。

第3条第1項中「10人以内をもって」を「10人以内で」に改め、同条第2項中「必要のつど」を「必要の都度」に改める。

第4条第1項中「互選により」を「互選によって」に改め、同条第2項中「総理する」を「総理し、審議会を代表する」に改め、同条第3項中「、又は」を「又は」に、「あらかじめ、会長の指定する委員が」を「会長があらかじめ指名した委員が、」に改める。

第5条第1項中「は、会長が招集し、その議長となる」を「（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集する」に改め、同条第2項中「審議会の」を削り、「出席しなければ」を「出席しなければ議事を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 会議の議長は、会長が当たる。

第6条中「知事が」を「知事が別に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第2項の規定により任命された教育長については、この条例による改正後の高知県特別職報酬等審議会条例の規定は、適用しない。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第14号**公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例**

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年高知県条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号を次のように改める。

（3） 法第2条第1項第3号に規定する法人のうち、次に掲げるもの

ア 国立研究開発法人科学技術振興機構

イ 高知県社会福祉協議会

ウ 高知商工会議所

エ 高知県住宅供給公社

オ 高知県土地開発公社

カ 高知県園芸農業協同組合連合会

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第15号**職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例**

職員の退職手当に関する条例（昭和28年高知県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「、「遺族」を「「遺族」」に改める。

第6条の4第1項第1号中「50,000円」を「5万円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第6条の5第2項中「調整手当」を「地域手当」に改める。

第7条第5項第2号中「第55条」を「第8条第3項」に改める。

第10条第2項中「すべての」を「全ての」に改める。

第13条第1項第1号及び第5項第2号、第14条の見出し及び第1項第1号、第15条第1項第1号並びに第17条第4項中「禁錮」を「禁錮」に改める。

附則第25項中「附則第2条第1項」を「附則第2条」に改め、附則第29項中「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条第1項」を「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条」に、「附則第25条」を「附則第11条」に改め、附則第32項中「第63条第2項に規定する」を「第50条の10第2項の給与等の支給の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第6条の4の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退隠料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第16号**恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期**

間と職員の退職料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職料等の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例（昭和32年高知県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「規定する者」を「規定する職員」に改め、同条第2項中「同法同条」を「同条」に改め、同条第3項第4号中「第200条第1項」を「第200条第3項」に改め、同項第5号中「第9条第1項」を「第9条の2第1項」に改め、同項第6号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改め、同項第10号中「第111条」を「第109条」に改め、同条第4項第2号中「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に改める。

第2条及び第3条中「以下次条において」を「次条において」に改める。

第5条第3項中「第20条」を「第20条第3項」に改め、同条第5項中「を同項」を「を職員の退職料等に関する条例付則第53項」に改める。

第6条中「以下第8条において」を「第8条において」に改める。

第8条第1号中「以下本条において」を「以下この条において」に、「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第2号中「規定に基づく」を「規定に基づく」に、「以下本条において」を「以下この条において」に、「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改め、同条第3号から第6号までの規定中「以下本号中」を「以下この号において」に、「終る」を「終わる」に改める。

第9条第1項中「第4条に規定する」を「同条本文の規定による」に改め、同項ただし書中「法律第155号」を「恩給法の一部を改正する法律（昭和28年法律第155号。以下この条において「法律第155号」という。）」に改める。

第10条第1項中「、及び」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第2項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第3項中「、及び」を「及び」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第11条第1項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第12条中「又は市町村」を「若しくは市町村」に、「前11条」を「第2条から前条まで」に改める。

第13条中「次の各号に」を「次に」に、「の通算」を「との通算」に、「適用しない」を「、適用しない」に改め、同条第2号中「こえる」を「超える」に改める。

第14条の見出し中「規則への」を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例（平成15年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」を削り、「支給方法等」を「支給方法等に関し」に改める。

第3条中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第4条ただし書中「48月を」を「48月（教育長にあっては、36月。以下この条において同じ。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第2項の規定により任命された教育長（以下この項において「旧教育長」という。）については、この条例による改正後の知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の規定は、適用しない。この場合において、旧教育長について、この条例による改正前の知事、副知事及び教育長の退職手当に関する条例の規定を適用するときは、同条例第1条中「教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」とあるのは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第9条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第8条の規定による改正前の教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第16条第2項」とする。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第18号

高知県税条例の一部を改正する条例

高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、第1号に掲げる事項のうち法第48条に規定する事項については、第40条の2第1項の規定により個人の県民税の賦課徴収を行う市町村の区域を所轄する県税事務所長（高知市にあっては、高知県中央西県税事務所長とする。）に委任する。

第5条第5項中「規定によって」を「規定により」に、「納付すべき」を「納付し、又は納入すべき」に改め、同条第6項中「規定によって」を「規定により」に改める。

第40条の2第1項中「あわせて行なう」を「併せて行なう」に改め、同条第2項中「に行なう」を「により行なう」に、「を行なう」を「を行う」に改める。

第202条第2項第1号及び付則第28条の2第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第202条第2項第1号及び付則第28条の2第1号の改正規定は、同年5月29日から施行する。

高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県調理師法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県調理師法関係手数料徴収条例（平成26年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第3条第1項」を「第3条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県看護師等養成奨学金貸付け条例及び高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部を改正する条例

（高知県看護師等養成奨学金貸付け条例の一部改正）

第1条 高知県看護師等養成奨学金貸付け条例（昭和37年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「による」を「第21条又は第22条の規定による」に改め、「厚生労働大臣若しくは」を削る。

（高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例の一部改正）

第2条 高知県助産師緊急確保対策奨学金貸付け条例（平成20年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「厚生労働大臣」を「都道府県知事」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第21号

高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県医療施設耐震化臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第56号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを「（この条例の失効等）」に改め、同項中「の廃止の際に」を「は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第22号

高知県の事務処理の特例に関する条例及び高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部を改正する条例

（高知県の事務処理の特例に関する条例の一部改正）

第1条 高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表28の項を次のように改める。

<p>28 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げる事務</p> <p>ア 薬局に関する事務</p> <p>（ア） 法第8条の2第1項の規定による薬局開設者からの薬局に関する情報の報告の受理</p> <p>（イ） 法第8条の2第2項の規定による薬局開設者からの（ア）の報告事項の変更の報告の受理</p> <p>（ウ） 法第8条の2第4項の規定に基づく（ア）又は（イ）の報告の内容の確認のための官公署への情報の提供の求め</p> <p>（エ） 法第68条の23の規定に基づく薬局の管理者に対する記録等の事務に関する指導及び助言</p> <p>（オ） 法第69条第3項の規定に基づく薬局開設者に対する報告の徴収又は立入検査等</p> <p>（カ） 法第72条の3の規定に基づく（ア）若しくは（イ）の報告をせず、又は虚偽の報告をした薬局開設者に対する報告命令又は報告の内容の是正命令</p> <p>イ その他の事務</p> <p>（ア） 法第39条の2第2項ただし書の規定に基づく高度管理医療機器等営業所管理者の当該高度管理医療機器等営業所管理者が置かれた営業所以外の場所での業としての営業所の管理その他薬事に関する実務への従事の許可</p> <p>（イ） 法第68条の6の規定に基づく特定医療機器の販売業者又は貸与業者等に対する指導及び助言</p>	<p>高知市</p>
---	------------

（高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例の一部改正）

第2条 高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（平成13年高知県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「すべての」を「全ての」に改め、同条第3号中「自然の」を「自然との」に改める。

第10条第1項中「認識が」を「認識とが」に改める。

第11条第3項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第5項中「自然が」を「自然とが」に改め、同条第6項中「必要のあるもの」を「必要があるもの」に改め

る。

第12条第1項中「知事は、」を「知事は、前条第2項から第6項までの規定に基づき」に、「原生林保全地区（）」を「原生林保全地区（第32条第2項第3号を除き、）」に改め、同条第6項中「高知県四万十川流域保全振興委員会」を「高知県四万十川流域保全振興委員会（第39条の規定により置かれる高知県四万十川流域保全振興委員会をいう。以下同じ。）」に、「又は」を「又は」に改め、同条第10項中「その地域」を「重点地域」に改め、「、それぞれ」を削る。

第13条第2項中「規定による」を削り、「定める基準を適用するについて」を「掲げる基準の適用に当たり」に改め、同条第3項中「規定により」を削り、同条第6項第4号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第7項中「前項第2号の」を「前項第2号に掲げる」に改め、同条第8項中「流域市町が」を「流域市町のいずれかが」に改め、「規定による」を削り、同条第9項中「規定は、」を「規定は、第11条第2項若しくは第3項又は前条第10項の規定に基づき」に改め、同条第11項中「必要と」を「必要であると」に改める。

第14条第2項中「「回廊地区」とあるのは、」を「「第11条第2項若しくは第3項」とあるのは「第11条第4項」と、「回廊地区」とあるのは」に改め、同条第3項中「広葉樹が」を「広葉樹とが」に改める。

第15条第3項中「知事は、」を「知事は、第1項の規定に基づき」に改める。

第16条第2項第3号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第3項中「「回廊地区」とあるのは、」を「「第11条第2項若しくは第3項」とあるのは「第11条第6項」と、「回廊地区」とあるのは」に改める。

第17条第1項中「規定により」を削る。

第19条第1項及び第2項中「規定による」を削り、同条第3項中「規定により」を削る。

第20条第1項中「の許可」及び「規定による」を削る。

第21条第4項中「請求のあった」を「請求があった」に改める。

第23条第3項中「必要と」を「必要があると」に改める。

第24条中「次の」を「次に掲げる」に改める。

第27条第1項ただし書中「必要と」を「必要があると」に改める。

第31条第1項中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第2項中「知事は、」を「知事は、前項の規定に基づき」に改め、同条第3項及び第4項中「規定により」を「規定に基づき」に改め、同条第5項中「規定は、」を「規定は、前項の規定に基づき」に改める。

第32条第2項第2号中「すべての」を「全ての」に改め、同項第4号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4項中「知事は、」を「知事は、第1項又は前項の規定により」に改める。

第33条第3項第5号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「知事は、」を「知事は、第1項の規定により」に改め、同条第8項中「規定は、」を「規定は、前項の規定により」に改める。

第36条第2項第2号中「必要と」を「必要があると」に改め、同条第4項中「知事は、」を「知事は、第1項又は前項の規定により」に改める。

第43条中「この章に定めるもののほか、」を削る。

第49条第1項中「規定による」を削り、同条第3項中「請求のあった」を「請求があった」に改める。

第50条第1項第2号及び第7号中「規定により」を「規定に基づき」に改め、同条第

3項中「請求のあった」を「請求があった」に改める。

第52条中「規定による」を削り、「、又は」を「又は」に、「規定により」を「規定に基づき」に改める。

第53条第1項を削り、同条第2項中「地方自治法」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）」に、「中土佐町、樺原町、津野町及び四万十町」を「流域市町のそれぞれ」に改め、同項第1号中「第14条第1項の規定による」を「第14条第1項の」に改め、同項第3号中「規定による」を「規定に基づく」に改め、同項第4号中「規定による」を削り、同項第5号及び第11号中「規定による」を「規定に基づく」に改め、同項を同条とする。

第54条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際第2条の規定による改正後の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下この項において「新条例」という。）第53条各号に掲げる事務に係る第2条の規定による改正前の高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例（以下この項において「旧条例」という。）若しくは高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例施行規則（平成13年高知県規則第16号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に旧条例若しくは同規則の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては四万十市長が管理し、及び執行することとなる事務（旧条例第53条第1項に規定する事務を除く。）に係るものは、同日以後における新条例又は同規則の適用については、四万十市長がした処分その他の行為又は四万十市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第23号

高知県介護保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例

高知県介護保険財政安定化基金条例（平成12年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「10万分の37」を「10万分の39」に改める。

第3条第2項中「知事の」を「知事が」に改め、同条第4項中「すべてが」を「すべてが」に改める。

第9条中「市町村」を「、市町村」に、「交付しないこととする」を「交付をしないこととする」に改める。

第13条第1項中「知事の」を「知事が」に改める。

第14条中「市町村」を「、市町村」に、「貸し付けないこととする」を「貸付けをしないこととする」に改める。

第16条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

附則第4項（見出しを含む。）中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第24号

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「同項」を「同条第23項」に改める。

第45条中「第24条」を「前条」に改める。

第48条第9項中「に」を「に」に改め、同条第11項中「。次項において「指定介護予防サービス等基準」という。」を削り、同条第12項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第14項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

15 第1項第2号の医師及び同項第7号の調理員、事務員その他の職員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である地域密着型特別養護老人ホームであって、当該サテライト型居住施設に医師又は調理員、事務員その他の職員を置かない場合にあつては、地域密着型特別養護老人ホームの入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。

第51条中「第24条まで、第26条」を「前条まで、次条」に改める。

第55条中「第24条」を「前条」に改める。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護については、この条例による改正前の高知県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第48条第11項及び第12項の規定は、なおその効力を有する。

高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第25号

高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「、人員並びに」を「並びに人員、」に改める。

第3条第1号中「第56条第4号（第65条において読み替えて準用する場合に限る。）」を「第65条において読み替えて準用する第56条第4号」に、「第160条第6項（第191条において読み替えて準用する場合に限る。）」を「第191条において読み替えて準用する第160条第6項」に、「第255条（第269条において読み替えて準用する場合に限る。）」を「第269条において読み替えて準用する第255条」に改め、同条第3号中「第10条第1項（第49条、第65条、第138条及び第269条において読み替えて準用する場合に限る。）」、第11条（第49条、第65条、第138条、第191条及び第269条において読み替えて準用する場合に限る。）」、第36条（第49条、第65条、第138条、第191条及び第269条において読み替えて準用する場合に限る。）」、第41条（第49条、第65条、第138条、第191条及び第269条において読み替えて準用する場合に限る。）」、第48条、」を「第49条、第65条、第138条及び第269条において読み替えて準用する第10条第1項、第49条、第65条、第138条、第191条及び第269条において読み替えて準用する第11条及び第36条、第49条、第65条、第191条及び第269条において読み替えて準用する第41条、第48条、第138条において読み替えて準用する第113条の2並びに第191条において読み替えて準用する」に改め、「（第191条において読み替えて準用する場合に限る。）」及び「（これらの規定を第191条において読み替えて準用する場合に限る。）」を削り、同条第7号中「第41条（第61条、第81条、第91条、第100条、第116条、第134条）」を「第41条（第61条、第81条、第91条、第100条）」に、「第77条」を「第77条、第113条の2（第134条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改める。

第7条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と指定介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準省令第4条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護及び指定介護予防訪問介護の利用者。以下この項及び次項において」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年旧介護保険法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第9条第2項において同じ。）に係る法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問介護の事業と当該第1号訪問事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定訪問介護又は第1号訪問事業の利用者。以下この項並びに次項及び第6項において」に改め、同条第6項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）第7条第1項から第4項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定訪問介護事

業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第9条第2項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「第7条第2項に規定する第1号訪問事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第9条に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第15条中「（平成11年厚生省令第38号）」を「（平成11年厚生省令第38号。第168条第2項において「指定居宅介護支援等基準省令」という。）」に改める。

第17条中「以下」を「次条において」に改める。

第45条第3項中「基準該当介護予防訪問介護（指定介護予防サービス等基準省令第41条第1項に規定する基準該当介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（平成26年旧介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護及び基準該当介護予防サービス（法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスをいう。第135条第1項第3号において同じ。）に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下同じ。）」に、「指定介護予防サービス等基準条例第45条第1項及び第2項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第47条第2項中「基準該当介護予防訪問介護の事業」を「第45条第3項に規定する第1号訪問事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第47条第1項に規定する」を「市町村の定める当該第1号訪問事業の」に改める。

第49条中「第26条第1項」を「次条第1項」に、「第29条」を「前条」に、「第3項、第31条」を「次項、次条」に改める。

第51条第3項中「指定介護予防サービス等基準省令第47条第1項」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準省令」という。）第47条第1項」に、「指定介護予防サービス等基準条例」を「高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号。以下「指定介護予防サービス等基準条例」という。）」に改める。

第66条中「維持回復」を「維持回復及び生活機能の維持又は向上」に改める。

第67条第6項中「第171条第1項」を「第171条第10項」に、「指定複合型サービス（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定複合型サービス）を「指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護）」に改める。

第82条中「営むことができるよう」を「営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

第83条第2項中「次条第2項において同じ。）の事業」を「同項において同じ。）の事業」に改める。

第87条に次の1号を加える。

(5) 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第1項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第144条第1項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）に

より構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第88条に次の1項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者（第140条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第144条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第93条第2項中「次条第2項において同じ。）の事業」を「同項において同じ。）の事業」に改める。

第100条中「準用するから第10条」を「準用する第10条」に改める。

第101条中「営むことができるよう」を「営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

第102条第1項第3号中「指定介護予防通所介護事業者（指定介護予防サービス等基準省令第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（平成26年旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第104条第5項において同じ。）に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準省令第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「第1号通所事業の」に改め、同条第8項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第100条第1項から第7項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第104条第4項中「指定介護予防通所介護事業者」を「第102条第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者」に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第102条第1項から第3項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に、「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定通所介護事業者は、前項ただし書の場合（当該指定通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の市長を含む。第122条第4項において同じ。）に届け出なければならない。

第113条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第113条の2 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について

記録しなければならない。

3 指定通所介護事業者は、利用者に対する指定通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定通所介護事業者は、第104条第4項の指定通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第114条第2項第5号中「第116条において読み替えて準用する第41条第1項」を「前条第1項」に改める。

第116条中「、第35条から第42条まで」を「、第35条から第40条まで、第42条」に、「準用するから第10条」を「準用する第10条」に、「及び第35条から第42条まで」を「、第35条から第40条まで及び第42条」に改める。

第2章第7節第5款の款名中「、人員並びに」を「並びに人員、」に改める。

第117条中「第1款から前款まで」を「前各款」に、「、人員並びに」を「並びに人員、」に改める。

第118条第1項中「営むことができるよう」を「営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

第122条に次の1項を加える。

4 指定療養通所介護事業者は、前項ただし書の場合（当該指定療養通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定療養通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事に届け出なければならない。

第133条第2項第6号中「第41条第1項」を「第113条の2第1項」に改める。

第134条中「第42条まで」を「第40条まで、第42条」に、「第113条」を「第113条の2」に、「「療養通所介護従業者」」を「「療養通所介護従業者」と、第113条の2第4項中「第104条第4項の指定通所介護以外」とあるのは「第122条第4項の指定療養通所介護以外」」に改める。

第135条第1項第3号中「基準該当介護予防通所介護（指定介護予防サービス等基準省令第112条第1項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業」を「法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業（平成26年旧介護保険法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護及び基準該当介護予防サービスに相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第137条第4項において同じ。）とを」に、「基準該当介護予防通所介護の」を「第1号通所事業の」に改め、同条第7項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第116条第1項から第6項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第137条第4項中「基準該当介護予防通所介護の事業」を「第135条第1項第3号に規定する第1号通所事業」に、「指定介護予防サービス等基準条例第118条第1項から第3項までに規定する」を「市町村の定める当該第1号通所事業の」に改める。

第138条中「、第40条から第42条まで」を「、第40条、第42条」に、「準用するから第10条」を「準用する第10条」に、「及び第40条から第42条まで」を「、第40条及び第42条」に改める。

第139条中「営むことができるよう」を「営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し」に改める。

第143条に次の1号を加える。

(4) 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、

リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供すること。

第144条に次の1項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第88条第1項から第4項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第1項から第4項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第151条第5項中「、老人福祉法」を「、同法」に改める。

第168条に次の1項を加える。

2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準省令第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要であると認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第171条中「準用するから第10条」を「準用する第10条」に改める。

第185条中「若しくは指定認知症対応型通所介護事業所」を「、指定認知症対応型通所介護事業所」に、「をいう」を「をいう。」若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう）に改める。

第186条第6項中「第171条第1項から第5項まで」を「第170条第1項から第5項まで」に改める。

第188条第2項中「指定予防サービス等基準条例第173条第1項」を「指定介護予防サービス等基準条例第172条第1項」に改める。

第191条中「及び「指定短期入所生活介護事業者」あるのは」を「及び「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは」に、「準用するから第10条」を「準用する第10条」に、「第157条第2項中「指定短期入所生活介護事業者」あるのは」を「第157条第2項中「指定短期入所生活介護事業者」とあるのは」に、「第159条第1項」を「次条第1項」に、「「看護職員」」を「「看護職員」と、第168条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」」に改める。

第194条第1項第2号中「健康保険法等の一部を改正する法律」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）」に改め、同項第4号ア中「6.4平方メートル」を「6.4平方メートル以上」に改める。

第208条中「、第110条第3項」を「。第208条において読み替えて準用する第110条第3項」に、「準用するから第10条」を「準用する第10条」に改める。

第221条第3項を削る。

第222条第2項第2号ア中「、利用者」を「、利用者の数」に、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第2号に掲げる要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1並びに介護予防サービスの利用者のうち同項第1号に掲げる要支援状態区分に

該当する者の数が10」を「の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3」に改める。

第225条第1項中「第236条の」を「第236条に規定する」に改める。

第227条を次のように改める。

第227条 削除

第240条第2項第6号中「準用する読み替えて」を「読み替えて準用する」に改め、同項第8号を削る。

第241条中「。第57条」を「。第241条において読み替えて準用する第57条」に、「準用するから第10条」を「準用する第10条」に、「まで、第57条」を「まで、前条」に改める。

第2章第11節第5款の款名中「、人員並びに」を「並びに人員、」に改める。

第242条中「、人員並びに」を「並びに人員、」に改める。

第247条第1項中「第249条の」を「第249条に規定する」に、「受託居宅サービス事業者の」を「受託居宅サービス事業者との」に改める。

第251条第2項第10号を削る。

第252条中「第44条、第57条、第58条、第112条、第113条、第115条、第226条」を「第44条、第57条、第58条、第112条、第113条、第115条、第226条、第228条」に、「「特定施設施設」」を「「指定特定施設」」に、「。第231条」を「。第252条において読み替えて準用する第231条」に、「準用するから第10条」を「準用する第10条」に、「まで、第57条、第112条、第113条、第115条、第226条」を「まで、前条、第112条、第113条、第115条、第226条、第228条」に改め、「。第227条中「指定特定施設入居者生活介護（）」とあるのは「外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（）」と」を削り、「第231条第1項」を「次条第1項」に改める。

第262条の見出し中「確保」を「確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第267条中「準用するから第10条」を「準用する第10条」に改める。

第269条中「準用するから第10条」を「準用する第10条」に、「第260条第1項」を「次条第1項」に、「読み替える」を「と読み替える」に改める。

第280条中「準用するから第10条」を「準用する第10条」に、「第262条」を「第262条第1項」に改める。

第282条中「高知県指定居宅サービス等」を「指定居宅サービス等」に改める。

附則第13項中「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。次項において「一部改正省令」という。）附則第2条に規定する旧指定介護予防訪問介護又は旧基準該当介護予防訪問介護については、この条例による改正前の高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（同項において「旧条例」という。）第7条第2項及び第6項、第9条第2項、第45条第3項並びに第47条第2項の規定は、なおその効力を有する。

3 一部改正省令附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護又は旧基準該当介護予防通所介護については、旧条例第102条第1項第3号及び第8項、第104条第4項、第135条第1項第3号及び第7項並びに第137条第4項の規定は、なおその効力を有する。

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第26号

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「基本方針、設備及び運営」を「基本方針並びに設備及び運営に関する基準」に、「、人員、設備及び運営」を「並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第3条第3号中「、第33条及び」を「及び第33条、第49条、第65条、第175条及び第258条において読み替えて準用する」に、「第48条」を「第48条、第119条において読み替えて準用する第108条の2」に改め、同条第7号中「第38条（第59条、第77条、第87条、第96条、第111条）」を「第38条（第59条、第77条、第87条、第96条）」に、「第137条第1項」を「第108条の2、第137条第1項」に改める。

第7条第4項中「。以下「指定地域密着型サービス基準」という。」及び「。以下同じ」を削り、「指定地域密着型サービス基準第6条第1項」を「同令第6条第1項」に改め、同条第5項中「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「指定居宅サービス等基準条例」）」を「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成27年高知県条例第25号）による改正前の高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第8号。以下「旧指定居宅サービス等基準条例」）」に、「前各項」を「第1項から第4項まで」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第2項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を1人以上配置している指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該指定介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。

第9条第2項中「指定居宅サービス等基準条例」を「高知県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）」に改める。

第17条中「以下」を「次条において」に改める。

第44条第1号中「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）」を「指定介護予防支援等基準」に改める。

第49条中「第42条」を「前条」に改める。

第65条中「第55条」を「前条」に、「第60条」を「前条」に改める。

第89条第1号中「又は」を「若しくは」に、「、サービス担当者会議」を「又はサービ

ス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（次号に規定する介護予防訪問リハビリテーション計画又は第129条第2号に規定する介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第13号中「第11号」を「第12号」に改め、同号を同条第14号とし、同条第6号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（第121条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第129条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第100条第8項中「指定居宅サービス等基準条例」を「旧指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第102条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 指定介護予防通所介護事業者は、前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が第1項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定介護予防通所介護事業者に係る指定を行った都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市長及び同法第252条の22第1項に規定する中核市の市長を含む。）に届け出なければならない。

第108条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第108条の2 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防通所介護事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防通所介護事業者は、利用者に対する指定介護予防通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定介護予防通所介護事業者は、第102条第4項の指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第109条第2項第5号中「第111条において読み替えて準用する第38条第1項」を「前条第1項」に改める。

第111条中「、第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで、第39条に、及び第32条から第39条まで」を「、第32条から第37条まで及び第39条まで」に改める。

第116条第1項第3号中「事業を」を「事業とを」に改め、同条第7項中「指定居宅サービス等基準条例」を「旧指定居宅サービス等基準条例」に改める。

第119条中「、第37条から第39条まで」を「、第37条、第39条に、「及び第37条から第39条まで」を「、第37条及び第39条」に、「指定介護予防通所介護事業者」を「指定介護予防通所介護事業者」とあるのは」に、「第113条第2号」を「第113条第2号」とあるのは」に、「第112条」を「前条」に改める。

第129条第1号中「又は」を「若しくは」に、「サービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第12号中「第10号」を「第11号」に改め、同号を同条第13号とし、同条第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第89条第2号から第5号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、第2号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第133条第5項中「、老人福祉法」を「、同法」に改める。

第143条に次の1項を加える。

2 利用者の状況及び利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第2条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要であると認めたる者に対し、介護予防サービス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がないときは、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる利用者数を超過して、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第146条中「、第105条第3項」を「、第146条において読み替えて準用する第105条第3項」に改める。

第2章第9節第6款の款名中「、設備及び運営」を「並びに設備及び運営に関する基準」に改める。

第155条中「、設備及び運営」を「並びに設備及び運営に関する基準」に改める。

第168条中「第147条」を「前条」に改める。

第170条第1項第2号中「事業を」を「事業とを」に改める。

第175条中「「介護予防通所介護従業者」を」を「「介護予防通所介護従業者」とあるのは」に、「第145条第2項第1号」を「同条第2項中「静養室」とあるのは「静養室等」と、第145条第2項第1号」に、「第147条」を「前条」に改める。

第178条第1項第2号中「健康保険法等の一部を改正する法律」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）」に改め、同項第4号ア中「6.4平方メートル」を「6.4平方メートル以上」に改め、同条第2項中「前項に」を「同項に」に改める。

第2章第10節第6款の款名中「、設備及び運営」を「並びに設備及び運営に関する基準」に改める。

第194条中「、設備及び運営」を「並びに設備及び運営に関する基準」に改める。

第196条第2項中「第155条の2第1項」を「第155条の2」に改める。

第206条中「第187条」を「前条」に改める。

第207条第3項を削る。

第208条第1項第2号ア中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号。以下「認定省令」という。）第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が3又はその端数を増すごとに1及び利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者」を削り、同条第2項第2号ア中「利用者のうち認定省令第2条第1項第2号に規定する要支援状態区分に該当する者及び居宅サービスの利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上並びに利用者のうち認定省令第2条第1項第1号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が10」を「居宅サービスの利用者の数及び利用者の数に10分の3を乗じて得た数の合計数が3」に改める。

第213条を次のように改める。

第213条 削除

第221条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第8号までを1号ずつ繰り上げる。

第222条中「。第55条」を「。第222条において読み替えて準用する第55条」に、「まで、第55条」を「まで、前条」に改める。

第2章第11節第6款の款名中「、人員、設備及び運営」を「並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第230条中「、人員、設備及び運営」を「並びに人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第235条第1項中「重要事項に関する規程」を「運営規程」に、「受託介護予防サービス事業者の」を「受託介護予防サービス事業者との」に改める。

第237条第2項を次のように改める。

2 受託介護予防サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者又は法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者（次項において「指定事業者」という。）でなければならない。

第237条第3項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護、指定通所介護」に改め、「、指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」を「指定介護予防認知症対応型通所介護並びに法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。次項第1号において「指定第1号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第1号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。次項第2号において「指定第1号通所事業」という。）に係るサービス」に改め、同条第4項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護又は指定第1号訪問事業に係るサービス
- (2) 指定通所介護又は指定第1号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス
- (3) 指定介護予防訪問看護

第238条第2項中第7号を削り、第8号を第7号とし、第9号を第8号とし、第10号を第9号とする。

第239条中「第56条、第107条、第108条、第110条、第212条」を「第56条、第107条、第108条、第110条、第212条、第214条」に、「。第218条第4項」を「。第239条において読み替えて準用する第218条第4項」に、「第55条、第107条、第108条、第110条、第212条」を「前条、第107条、第108条、第110条、第212条、第214条」に、「。第218条第1

項」を「。第239条において読み替えて準用する第218条第1項」に改める。

第241条中「第223条」を「前条」に改める。

第248条の見出し中「確保」を「確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持並びに向上に努めなければならない。

第258条中「第254条」を「前条」に、「第256条第1項」と読み替えるを「次条第1項」と読み替える」に改める。

第267条中「とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「指定介護予防訪問介護を」を「とあり、及び「指定介護予防福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「指定介護予防訪問介護を」に、「。第248条」を「。第267条において読み替えて準用する第248条」に改め、「指定介護予防福祉用具貸与の」とあるのは「指定特定介護予防福祉用具販売の」と、「」を削り、「第248条中」を「第248条第1項中」に改める。

附則第13項中「認定省令」を「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の高知県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例（以下この項において「新条例」という。）第237条第2項の規定により旧指定介護予防訪問介護（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号。以下この項において「一部改正省令」という。）附則第2条に規定する旧指定介護予防訪問介護をいう。）を行う事業者又は旧指定介護予防通所介護（一部改正省令附則第4条に規定する旧指定介護予防通所介護をいう。）を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合は、新条例第237条第3項中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下この項において「旧法」という。）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護（次項第1号において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（次項第2号において「指定介護予防通所介護」という。）と、同条第4項第1号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第2号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第27号**高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第5条第6項中「の支援相談員、理学療法士若しくは作業療法士」を「の支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改め、同条第7項中「若しくは作業療法士、」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士、」に改め、同項第1号中「若しくは作業療法士」を「、作業療法士若しくは言語聴覚士」に改める。

第29条第5号中「第41条第1項」を「第41条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第28号**高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**

高知県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「一部改正法」という。」を削り、「一部改正法第26条」を「同法第26条」に改める。

第2条中「一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第8条第1項中「生活機能訓練室」を「生活機能回復訓練室」に改める。

第58条中「運営」を「運営に関する基準」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第29号**高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

高知県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成25

年高知県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第13号及び第15号」を「第14号及び第16号」に改め、同条第4号中「第13号、第15号及び第25号」を「第14号、第16号及び第26号」に改める。

第17条第25号を同条第26号とし、同条第20号から第24号までを1号ずつ繰り下げ、同条第19号中「主治の医師の」を「主治の医師等の」に改め、同号を同条第20号とし、同条第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号中「第11号」を「第12号」に、「第12号」を「第13号」に改め、同号を同条第16号とし、同条第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同条第11号の次に次の1号を加える。

(12) 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）等同令において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

第17条に次の1号を加える。

(27) 指定居宅介護支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うため、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに協力するよう努めなければならないこと。

第33条第2項第1号中「第17条第12号」を「第17条第13号」に改め、同項第2号エ中「第17条第13号」を「第17条第14号」に改める。

第35条中「第17条第25号」を「第17条第26号」に、「第17条第12号」を「第17条第13号」に、「第17条第13号」を「第17条第14号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第30号**高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例**

高知県指定障害児通所支援事業者等が行う障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「及び第83条」を「、第83条」に、「第78条」を「第78条及び第82条の2」に改める。

第53条第2項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいう。）その他児童が集団生活を営む施設」に、「に応じ、」を「に応じ、助言その他の」に改める。

第63条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「指定小規模多機能型居宅介護事業者を」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指

定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者を」に、「のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）を「又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項）に、「以下この条において同じ。）を基準該当児童発達支援事業所を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下この条において「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については」に改め、同条第1号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所を」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条第1項」を「第63条第1項又は第171条第1項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。次号において同じ。）にあっては、18人）」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所を」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「15人」を「15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員に並び、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、12人）」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第63条の2第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第67条第2項第1号」を「第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号」に改め、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条」を「第63条又は第171条」に改める。

第75条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第78条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつ

ては、利用定員を5人以上とすることができる。

第80条中「第38条まで、第40条から」を削り、「、第54条」を「及び第54条」に改め、「及び第72条」、「とあり、及び「指定医療型児童発達支援事業者」、「とあり、及び「指定医療型児童発達支援の」」及び「とあり、及び「指定医療型児童発達支援事業所」」を削り、「第72条」を「第39条」に、「第45条」を「第39条中「第45条」とあるのは「第80条において読み替えて準用する第45条」と、第45条」に改める。

第81条第1項中「次条第1項において」を「以下」に改める。

第82条の次に次の1項を加える。

(利用定員)

第82条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第83条中「第38条まで、第40条から」、「第72条」、「第78条」及び「、「指定医療型児童発達支援事業者」とあり」を削り、「「基準該当児童発達支援事業所」とあり、「指定医療型児童発達支援事業所」とあり、及び「指定放課後等デイサービス事業所」」を「及び「基準該当児童発達支援事業所」」に改め、「とあり、及び「指定医療型児童発達支援の」」を削り、「第72条」を「第39条」に、「第45条」を「第39条中「第45条」とあるのは「第83条において読み替えて準用する第45条」と、第45条」に改める。

第92条第1項中「第75条第1項から第3項まで」を「第75条第1項、第2項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第75条第4項」を「第75条第5項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第31号

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

高知県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第100条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条中「において同じ。）が」を「において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。第114条第1号において同じ。）が」に、「」のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項）を「第114条第1号において同じ。）又は指定看護小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。第114条第1号において同じ。）のうち通いサービス（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項）に、「以下同じ。）を基準該当生活介護を」又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。）を基準該当生活介護に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については」に改め、同条第1号中

「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条第1項」を「第63条第1項又は第171条第1項」に、「当該小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「25人」を「29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。））にあっては、18人）」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「15人」を「15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあっては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じ、それぞれ同表の右欄に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、12人）」に改め、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第100条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第67条第2項第1号」を「第67条第2項第1号又は第175条第2項第1号」に改め、同条第4号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第63条に」を「第63条又は第171条に」に改める。

第114条の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第1号中「指定小規模多機能型居宅介護事業者」を「指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「指定小規模多機能型居宅介護のうち」を「指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち」に、「第63条第5項」を「第63条第5項又は第171条第6項」に改め、同条第2号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「9人」を「9人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所）にあっては、6人）」に改め、同条第3号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「第67条第2項第2号ハ」を「第67条第2項第2号ハ又は第175条第2項第2号ハ」に改める。

第216条中「指定障害福祉サービス事業等」を「指定障害福祉サービスの事業等」に改める。

附則第7項及び第8項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第32号

高知県の事務処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（）」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（）」に、「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」に改める。

- (1) 高知県の事務処理の特例に関する条例（平成12年高知県条例第7号）第2条の表20の項
- (2) 高知県住民基本台帳法施行条例（平成14年高知県条例第33号）別表第1の25の項
- (3) 高知県指定猟法禁止区域等の標識の寸法を定める条例（平成24年高知県条例第39号）第1条

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第33号

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

高知県立高等技術学校の設置及び管理に関する条例（昭和44年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「をいう」を「をいう。次項において同じ」に改め、同条第4項中「短期課程」を「短期課程及び普通職業訓練以外の職業訓練」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「次のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 学校においては、普通職業訓練のほか、普通職業訓練以外の職業訓練（雇用されている労働者等が対象者である職業訓練であって総訓練時間が12時間未満であるものに限る。以下同じ。）を行うものとする。

第5条中「を除く。）」を「を除く。）及び学校の普通職業訓練以外の職業訓練を受けようとする者」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、知事が特に認めるときは、これらの者を雇用している事業主に当該受講料を納付させることができる。

第8条中「この条例に定めるもののほか、」を削る。

付則第5項中「第1条第3項」を「第1条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第34号

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例の一部を改正する条例

高知県森林整備加速化・林業再生基金条例（平成21年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出しを「（残額の処理）」に改め、同項中「は、平成27年3月31日限り、その効力を失う。」を「の廃止の際に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第35号

高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第1条中「〔法〕」を「〔法〕という。〕及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。第6条第2項において「省令」）に、〔手数料について〕を「手数料に関し」に改める。

第2条の見出しを「（宅地建物取引業免許申請手数料等）」に改め、同条中「又は同条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新を受けようとする者は、33,000円の宅地建物取引業の免許又は免許の更新の申請手数料」を「を申請する者は、1件につき33,000円の宅地建物取引業免許申請手数料」に改め、同条を同条第1項とし、同条に次の1項を加える。

2 法第3条第3項の規定に基づく宅地建物取引業の免許の更新を申請する者は、1件につき33,000円の宅地建物取引業免許更新申請手数料を県に納付しなければならない。

第3条の見出しを「（宅地建物取引士資格試験手数料）」に改め、同条第1項中「宅地建物取引主任者資格試験を」を「宅地建物取引士資格試験を」に、「7,000円の宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「1件につき7,000円の宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同条第2項中「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に、「宅地建物取引主任者資格試験を」を「宅地建物取引士資格試験を」に改め、同条第3項中「宅地建物取引主任者資格試験手数料は、」を「宅地建物取引士資格試験手数料は、宅地建物取引士資格試験に係る」に改める。

第4条の見出し中「宅地建物取引主任者資格試験に係る」を削り、同条第1項中「により知事が宅地建物取引主任者資格試験」を「に基づき知事が宅地建物取引士資格試験」に、「宅地建物取引主任者資格試験を」を「宅地建物取引士資格試験を」に、「に規定する宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「の宅地建物取引士資格試験手数料」に改め、同条第2項中「宅地建物取引主任者資格試験手数料」を「宅地建物取引士資格試験手数料」に改める。

第5条の見出しを「（宅地建物取引士資格登録簿登録手数料等）」に改め、同条第1項中「に基づく宅地建物取引主任者資格登録簿」を「に基づき宅地建物取引士資格登録簿」に、「37,000円の宅地建物取引主任者資格登録簿登録手数料」を「1件につき37,000円の宅地建物取引士資格登録簿登録手数料」に改め、同条第2項中「宅地建物取引主任者資格登録の移転を」を「宅地建物取引士資格登録の移転を」に、「8,000円の宅地建物取引主任者資格登録の移転申請手数料」を「1件につき8,000円の宅地建物取引士資格登録移転申請手数料」に改める。

第6条の見出しを「（宅地建物取引士証交付申請手数料等）」に改め、同条第1項中「宅地建物取引主任者証の交付を」を「宅地建物取引士証の交付を」に、「4,500円の宅地建物取引主任者証の交付申請手数料」を「1件につき4,500円の宅地建物取引士証交付申請手数料」に改め、同条第2項中「に基づく宅地建物取引主任者証」を「に基づく宅地建物取引士証」に、「4,500円の宅地建物取引主任者証の有効期間の更新申請手数料」を「1件につき4,500円の宅地建物取引士証有効期間更新申請手数料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 省令第14条の15第1項の規定に基づき宅地建物取引士証の再交付を受けようとする者は、1件につき4,500円の宅地建物取引士証再交付手数料を県に納付しなければならない。

第8条の見出し中「納付」を「手数料の納付」に改め、同条中「手数料は、第2条、第5条及び第6条の」を「第2条、第5条及び第6条の手数料は、」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第36号

高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「用語の」を削り、同条中「における」を「において使用する」に、「の定めるところ」を「において使用する用語の例」に改める。

第5条の見出し中「がけ付近」を「崖付近」に改め、同条中「がけ（勾配）」を「崖（勾配）」に、「がけ」を「崖」に、「（がけの）」を「（崖の）」に、「がけの高さ」を「崖の高さ」に改め、同条第1号及び第2号中「がけ」を「崖」に改め、同条第3号中「がけの」を「崖の」に、「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改める。

第7条第1項第5号中「がけ地等」を「崖地等」に改める。

第9条ただし書中「避難できる」を「避難することができる」に改める。

第14条中「以下この条及び次条において」を「以下」に改める。

第21条第2項中「に応じ、」を「に応じ、それぞれ」に改める。

第21条の2第1項中「第6条第1項の」を「第77条の35の21第1項の規定により知事が法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（同項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う場合において、法第6条第1項の）に、「当該建築物の計画が同条第5項の規定により建築主事から知事の構造計算適合性判定（同項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を求めなければならないもの」を「当該確認申請に係る建築物の計画が構造計算適合性判定を要するもの」に、「が求められた建築物に限り、当該建築物の2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している場合における当該建築物の部分にあっては、当該建築物の部分のうち建築、修繕又は模様替に係る建築物の部分の」を「を受けなければならない建築物に限り、法第20条第2項の規定によりそれぞれ別の建築物とみなされるもの」に、「第20条第2号イの」を「第20条第1項第2号イの」に、「同条第3号イ」を「同項第3号イ」に、「で同条第2号イ」を「で同

項第2号イ」に改め、同項ただし書中「第20条第2号イ」を「第20条第1項第2号イ」に、「同条第2号イ」を「同項第2号イ」に改め、同項の表を次のように改める。

建築物の床面積	方法による場合の手数料の額	プログラムによる場合の手数料の額
200平方メートル以内のもの	174,000円	143,000円
200平方メートルを超え500平方メートル以内のもの	199,000円	156,000円
500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの	223,000円	168,000円
1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	248,000円	18万円
2,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの	287,000円	198,000円
1万平方メートルを超え5万平方メートル以内のもの	366,000円	238,000円
5万平方メートルを超えるもの	632,000円	369,000円

第21条の2第2項中「法」を「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」に、「当該建築物」を「当該通知に係る建築物」に改め、「建築主事から知事の」を削る。

第23条第1項中「第25条に定める」を「第25条に規定する」に改める。

第24条第1項中「に定める」を「に規定する」に改める。

第29条の表中

事務の内訳	申請手数料の名称	金額
-------	----------	----

を

事務の内訳	申請手数料の名称	金額
-------	----------	----

に改め、同表1の項中「第7条の6第1項第1号」を「第7条の6第1項第1号又は第2号」に、「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に、「仮使用の承認」を「認定」に、「仮使用承認申請手数料」を「仮使用認定申請手数料」に改め、同表7の項及び8の項中「第87条第2項若しくは第3項又は」を「第87条第2項及び第3項並びに」に改め、同表12の項中「において」を「において読み替えて」に改め、同表19の項及び23の項中「160,000円」を「16万円」に改め、同表24の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に、「160,000円」を「16万円」に改め、同表25の項中「第67条

の2第5項第2号」を「第67条の3第5項第2号」に、「160,000円」を「16万円」に改め、同表26の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に、「160,000円」を「16万円」に改め、同表27の項から29の項まで及び36の項中「160,000円」を「16万円」に改め、同表44の項、45の項、47の項及び48の項中「220,000円」を「22万円」に改める。

第30条中「納付した」を「納付された第21条から前条までの」に改める。

第31条中「認めたときは、」を「認めたときは、第21条から第29条までの」に改める。

第32条中「事務については、」を「事務については、第21条から第29条までの」に改め、同条第1号中「又は」を「並びに」に、「若しくは」を「及び」に改める。

第33条の見出し中「納付」を「手数料の納付」に改め、同条中「手数料」を「第21条から第29条までの手数料」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県建築基準法施行条例又は次項の規定による改正前の高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

(高知県手数料徴収条例の一部改正)

3 高知県手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第55条の3第2項中「次の表」とあるのは、「高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第55条の3第2項の表」を「法第77条の35の21第1項の規定により知事が法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（同項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う場合において、法」とあるのは「法」と、「が構造計算適合性判定」とあるのは「が構造計算適合性判定（法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。））」と、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」に改め、同項の表を削る。

第55条の4第2項、第55条の5及び第55条の6中「次の表」とあるのは、「高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第55条の3第2項の表」を「法第77条の35の21第1項の規定により知事が法第6条の3第1項の規定による構造計算適合性判定（同項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。）を行う場合において、法」とあるのは「法」と、「が構造計算適合性判定」とあるのは「が構造計算適合性判定（法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。以下この条において同じ。））」と、同条第2項中「法第77条の35の21第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行う場合において、法」とあるのは「法」に改める。

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第37号

高知県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

名 称	位 置	最 大 出 力
-----	-----	---------

を

名称	位置	最大出力
----	----	------

に、

杉田発電所	香美市	11,500キロワット
-------	-----	-------------

を

杉田発電所	香美市	11,500キロワット
水源のさと石原「北郷」発電所	土佐郡土佐町	670キロワット

に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第38号

高知県教育委員会委員定数条例の一部を改正する条例

高知県教育委員会委員定数条例（平成12年高知県条例第30号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県教育委員会の組織を定める条例

本則中「6人」を「教育長及び5人」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第39号

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成12年高知県条例第31号）の一部

を次のように改正する。

本則中「定めのある場合」を「定めのあるもの」に、「他の一般職」を「一般職」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第40号

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年高知県条例第46号）の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「第19条第4項」を「第18条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第41号

高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部を改正する条例

高知県警察の設置及び定員に関する条例（昭和29年高知県条例第14号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「次表のとおり」を「次の表に定めるとおり」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める警察職員は、定員の外に置くものとする。

第10条第1項の表中「437人」を「439人」に、「454人」を「456人」に、「468人」を「472人」に、「1,588人」を「1,596人」に、「1,902人」を「1,910人」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項に規定する警察職員」に改め、同条第4項中「に定める」を「に規定する」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の表の改正規定は、規則で定める日から施行する。

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第42号

高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例

第1条 高知県警察手数料徴収条例（平成12年高知県条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項の表中「1,500円」を「1,350円」に、「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に改め、同条第3項の表1の項中「4,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円）」を「4,400円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,400円）」に、

法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,800円
法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,900円

を「

法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,750円
法第97条の2第1項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合	1,850円

に、「3,050円）」を「3,100円）」に、「3,050円（）」を「2,950円（）」に、「4,600円）」を「4,500円）」に、

法第97条の2第1項の規定の適用を受け	1,900円
---------------------	--------

る場合	
-----	--

を「

法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合	1,850円
------------------------	--------

に、「4,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円）」を「4,550円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円）」に、「3,000円」を「2,850円」に、「4,550円」を「4,400円」に改め、同表2の項中「3,850円」を「3,650円」に、「6,950円」を「6,650円」に、「4,050円」を「3,850円」に、「4,900円」を「4,750円」に改め、同表3の項中「2,800円」を「2,850円」に、「1,700円」を「1,750円」に、「3,250円」を「3,300円」に、「1,000円」を「1,050円」に改め、同表5の項中「3,600円」を「3,500円」に改め、同表9の項中「1,550円」を「1,450円」に、「3,100円」を「3,000円」に改め、同表10の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表11の項中「23,500円」を「23,450円」に、「21,850円」を「21,700円」に改め、同表12の項中「1,200円」を「1,100円」に改め、同表13の項中「15,000円」を「14,950円」に、「9,450円」を「9,400円」に、「12,850円」を「12,750円」に改め、同表15の項中「700円」を「750円」に、

を「

法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（取消処分者講習）（次条第1項において「取消処分者講習」という。）	講習1時間について2,450円
---	-----------------

を「

法第108条の2第1項第2号に掲げる講習（取消処分者講習）（次条第1項において「取消処分者講習」という。）	講習1時間について2,350円
---	-----------------

に、「2,200円」を「2,100円」に、「4,700円」を「4,650円」に、「4,150円」を「4,100円」に、「4,050円」を「4,000円」に、「3,150円」を「3,100円」に、「1,250円」を「1,300円」に、「2,100円」を「2,050円」に、「2,750円」を「2,700円」に、「2,600円」を「2,550円」に、

を「

原動機付自転車免許に係る	講習1時間について2,450円
--------------	-----------------

講習

を

原動機付自転車免許に係る講習	講習 1 時間について2,400円
----------------	-------------------

に、「600円」を「500円」に、

法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	950円
-----------------------------------	------

を

法第92条の2第1項の表備考一の3に規定する一般運転者に対する講習	800円
-----------------------------------	------

に、「1,500円」を「1,350円」に、「950円」を「800円」に、「5,800円」を「5,600円」に、「5,350円」を「5,200円」に、「2,350円」を「2,250円」に、「13,350円」を「13,200円」に、「9,200円」を「9,050円」に改め、同表16の項中「850円」を「900円」に改め、同条第5項の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「7,000円」を「6,700円」に、「6,400円」を「6,100円」に、「2,200円」を「2,100円」に、「7,800円」を「7,400円」に改め、同表3の項及び4の項中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,100円
----------------------------	--------

を

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,450円
----------------------------	--------

に、「1,850円」を「1,950円」に、

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,100円
---------------------	--------

を

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	1,950円
---------------------	--------

に改め、同表5の項中

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,250円
----------------------------	--------

を

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査	2,000円
----------------------------	--------

に、「2,000円」を「1,950円」に、

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,250円
---------------------	--------

に、「2,000円」を「1,950円」に、

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査	2,500円
---------------------	--------

に改め、同表6の項中「1,850円」を「1,750円」に、「1,950円」を「2,100円」に、「2,450円」を「2,550円」に、「3,150円」を「3,700円」に改め、同表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「2,950円」を「2,800円」に、「900円」を「850円」に、「3,050円」を「3,100円」に改め、同表備考2中「350円を、」を「550円を、」に、「200円」を「350円」に改め、同条第6項の表1の項中「4,150円」を「4,000円」に、「3,750円」を「3,600円」に、「4,450円」を「4,250円」に改め、同表2の項中「1,450円」を「1,350円」に、「1,400円」を「1,250円」に、「1,500円」を「1,300円」に、「1,900円」を「2,050円」に改め、同表3の項中「1,350円」を「1,250円」に、「1,300円」を「1,200円」に、「1,150円」を「1,100円」に改め、同表4の項及び5の項中「1,450円」を「1,550円」に、「1,200円」を「1,350円」に、「1,250円」を「1,300円」に改め、同表6の項中「1,350円」を「1,400円」に、

普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,150円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,150円

を

普通自動車免許に係る教習指導員審査	1,300円
特定第一種運転免許に係る教習指導員審査	1,200円

に改め、同表7の項中「2,700円」を「2,550円」に改め、同表備考1中「3,000円」を「2,850円」に、「950円」を「900円」に、「1,050円」を「1,100円」に、「3,050円」を「3,150円」に改め、同表備考2中「100円を、普通自動車免許」を「250円を、普通自動車免許」に、「50円」を「100円」に改める。

第2条 高知県警察手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第16条第3項の表15の項中

「 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習（違反者講習） （以下この表において「違反者講習」という。）	13,200円（違反者講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円）
---	---

を

「 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習（違反者講習） （以下この表において「違反者講習」という。）	13,200円（違反者講習が国家公安委員会規則で定めるものである場合にあっては、9,050円）
法第108条の2第1項第14号に掲げる講習（自転車運転者講習）	講習1時間について1,900円

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条及び次項の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は同年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定の施行後において同条の規定による改正前の高知県警察手数料徴収条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

~~~~~  
高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例をここに公布する。

平成27年3月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第43号**

**高知県理学療法士養成奨学金貸与条例を廃止する条例**

高知県理学療法士養成奨学金貸与条例（昭和48年高知県条例第1号）は、廃止する。

**附 則**

この条例は、平成27年4月1日から施行する。